

「日本経済研究センター研究奨励金」
運営の細則

公益社団法人 日本経済研究センター

第1章 総則

- 第1条 この細則では、公益社団法人日本経済研究センターが奨励金交付事業において必要なことを定める。
2. この細則で交付する奨励金は、「日本経済研究センター研究奨励金」と称する。
- 第2条 この細則ならびに実施要項については理事会において定める。
- 第3条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定める。

第2章 審査

- 第1条 日本経済研究センターでは、奨励金の交付対象となる研究を選考するために、大学、研究機関、個人等に広く推薦依頼する。
- 第2条 選考を行うために、審査委員をもって構成する審査会を置く。
2. 審査会は、委員長1名、及び審査委員6名以上10名以内の学識経験者で構成する。
3. 委員は学識経験者の中から理事会で選出し理事会が委嘱する。
4. 日本経済研究センターの役員は、審査委員になってはならない。
5. 審査会の委員長及び審査委員の選定及び解任は、理事会が行う。委員長は審査会を代表する。
- 第3条 審査委員の任期は、1年とする。ただし再任はさまたげない。
- 第4条 代表理事は、この委員会が決定すべき事項を委員長に示し、委員長はこれを各委員に提示して審査会を招集する。
- 第5条 委員会が、審査を行うため必要あるときは、専門的学識経験者からなる専門委員会をおくことができる。
- 第6条 審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。委員は示された事項について書面により意思を表示した場合は出席とみなす。
- 第7条 委員長は、審査の結果を代表理事に報告する。
- 第8条 代表理事は、委員長の報告を理事会に附議し、必要事項を決定する。
- 第9条 日本経済研究センターは、毎年2月または必要に応じ選考の結果ならびに奨励金に関する事項を発表する。

第3章 奨励金の交付

(定義)

第1条 ここでは、奨励金の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 経済およびそれに関連する学問分野（特に社会学）の研究。現在の重要な経済問題や政策に関する理論的・実証的研究は優先的に選考・採択する。

2. 原則として研究1、2年見当で一応の成果が期待できるもの。ただし、研究途上にあっても、これから着手するものでもかまわない。また個人研究、共同研究を問わない。
3. 同一研究に対し他の奨励金をすでに受けているものでも選考の対象にすることができる。
4. 奨励金の交付を受けた研究者（以下、被交付者と呼ぶ）については交付の翌年度から3年間は審査対象としない。
5. 前身の日本経済研究奨励財団を含め、同一人に対する奨励金交付は、4回を上限とする。
6. 人間の尊厳を尊重し、人権に配慮した研究でなければならない。人を対象とする実証研究の場合、あらかじめ交付申請者が所属する研究機関・組織の定める、研究倫理規定の所定の手続きを踏まえた研究でなければならないものとする。

(交付申請の募集と推薦依頼)

日本経済研究センターは本細則第1章第2条および第2章第2条の規定により毎年5月31日までに当該年度の奨励金の交付に関する実施要項を理事会において決定する。そのうえで、奨励金交付申請を募集し、候補研究者の推薦を依頼し、10月末日に申請書の受付を締切るものとする。奨励金の交付申請には2名以上の推薦（審査委員を除く）を必要とする。奨励金交付の申請は所定の書類を日本経済研究センターに提出する。

(審査)

第4条 代表理事は本細則第2章第4条の定めにより11月1日までに審査会が決定すべき事項を審査委員長に提示する。

第5条 審査委員長は第2章第7条の定めにしたがい12月31日までに審査の結果を代表理事に報告する。

第6条 審査委員は審査の経過ならびに結果を口外してはならない。

第7条 日本経済研究センターは本細則第2章第9条の定めにより、毎年2月または必要に応じ選考の結果ならびに奨励金に関する事項を発表するとともに奨

励金の交付を受ける者とその推薦者に通知する。

(奨励金交付と表彰)

第8条 奨励金の交付は発表後1カ月以内に行う。

(被交付者の果たすべき責任)

第9条 奨励金を受けた研究の成果は学会、学術雑誌、単行本、その他の方法で発表すること。また、日本経済研究センターにも研究成果を発表した旨を報告すること。

2. 研究成果の発表に際しては、「日本経済研究センター研究奨励金」を受けた旨を必ず明記すること。
3. 研究成果の発表後は、その内容について日本経済研究センターに一般の人にもわかりやすい平易な言葉で書いたノンテクニカルペーパー（A4用紙3～4枚程度）を提出する義務があるとする。これは日本経済研究センターのホームページなどで公開する。また、提出物に対して日本経済研究センターから編集等の諸手続きを求められた場合はそれに応じることとする。
4. 日本経済研究センターが被交付者から研究成果の報告を受けたのちに、有益な研究をより多くの人に知らしめるという公益法人としての意図から、日本経済研究センターが開催するセミナーや研究会などの事業において被交付者に有償で協力を求めることがある。被交付者はやむを得ない事情がない限りは前向きに協力するものとする。
5. 被交付者は所定の様式により、研究経過・結果報告（会計報告を含む）提出の義務がある。
6. 当研究奨励金の使途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とする。
7. 被交付者が虚偽の申請を行ったことが発覚した場合、審査委員会の事前承認を求めることなく、申請内容と大きく異なるテーマ・使途に奨励金を充当した場合、もしくは被交付者が遵守すべき義務の履行を怠った場合、審査会の同意を得て交付決定を取消し、被交付者に対し交付金の一部、もしくは全額の返還を求めることができるものとする。

附 則

1. この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(2021年3月19日改定)